

「保育に関する費用保障(給付)の仕組み」に対する 全国保育協議会の意見

11/5/2009

新制度体系において、公的保育サービスについて保育を必要とするすべての子どもに例外的でない保育を保障するとともに、市町村にサービス提供確保の義務を課すこと、あわせて質の確保された保育サービスの量的拡充が必要であることが求められていることについては、前提条件として理解しております。

そのうえで、これまでの主張のとおり、新制度体系導入にあたっては、①質の確保された量の拡大、②財源確保、③市町村の公的関与(三者間での契約)が前提であることを、あらためて提言します。

そして、10月19日の第4回保育第一専門委員会で検討されました「保育に関する費用保障(給付)の仕組み」に対し、下記により意見を表明します。

1. 保育に関する費用保障(給付)の仕組みについて

- 保育に関する費用はすべてが利用者に属するものではありません。保育所保育指針にあるように、保育所には緊急一時保護や相談・情報提供、保護者への支援、地域子育て支援等、利用者から料金を徴収できない内容も多くあります。また虐待や発達障害のある子どもの保育等、特別に配慮を要する子どもの保育等、保護者に費用を求められない状況も多くあります。
- 「必要な費用を公的に保障するために、市町村から利用者に費用保障(給付)が行われる」ことだけでは、一人ひとりの子どもの最善の利益を守るための保育が提供できないことが懸念されます。
- 子どもの保育を保障する観点から、配慮が必要なケースや利用料になじまない事業等、多様な保育機能の維持・発展等に一定の固定費が確保された仕組みが必要であると考えます。

2. 保育料の徴収について

- 保育料徴収を保育所で実施するのであれば、保育所には現行、徴収する事務体制がないので、事務体制と必要な経費の確保を行うことが必要です。(現行で徴収事務を委託されている場合は、1件60円程度の手数料のみになっており、事務職員雇い上げ加算も年間60万円程度にとどまっています)
- また、保育料未納の場合にあっても、児童福祉の観点から当該児童の保育の保障を侵害することはできません。保育料未納の督促や未納の場合の補填などは市町村の支払い義務の一環として市町村が行うべきです。

3. 利用者負担のあり方について

- 経済的に厳しい若年層の子育て家庭が多いことをふまえ、現行の4割負担である利用者負担を他制度と同様に引き下げる必要があります。